

## 補助対象工事一覧（高齢者等・子育て・三世帯・空き家・移住）

（ ○：補助対象    △：条件により補助対象    ×：補助対象外 ）

No	リフォーム等の内容	専用住宅	併用住宅① (住宅1/2以上)	併用住宅② (住宅1/2未満)	マンション等 (居住の用途に供 する専有部分)
1	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	○	○	×	×
2	部屋の新設・増築・間仕切りの変更	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
3	壁紙や床の張替などの内装工事	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
4	玄関ドア、サッシの交換・取付（断熱改修など）	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
5	室内の建具等の交換・取付	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
6	外壁、屋根、天井の断熱化工事	○	○	×	×
7	風呂、台所、トイレなどの水回り改修工事	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
8	バルコニーの改修・新設工事	○	△ 住宅部のみ可	×	×
9	畳の取替え・表替え含む、襖・障子の張替	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
10	住宅敷地内の別棟の住宅用車庫・物置の新築及び増改築	×	×	×	×
11	上水道・下水道への接続工事	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	×
12	給湯設備機器の設置	○	△ 住宅用のみ可	△ 住宅用のみ可	○
省エネ法の誘導基準に適合した機器の設置が条件です					
13	アルミ製風除室、サンルームなどの設置	○	△ 住宅用のみ可	×	×
14	ウッドデッキなどの設置（住宅に設置されていること）	○	△ 住宅用のみ可	×	×
15	住宅の解体工事（解体工事後、増改築・リフォームを伴うものに限る）	○	○	×	×

# 補助対象工事一覧（高齢者等・子育て・三世帯・空き家・移住）

（ ○：補助対象 △：条件により補助対象 ×：補助対象外 ）

No	リフォーム等の内容	専用住宅	併用住宅① (住宅1/2以上)	併用住宅② (住宅1/2未満)	マンション等 (居住の用途に供 する専有部分)
16	耐震補強・改修工事	○	○	×	×
大館市耐震改修工事補助事業の補助対象工事額は一律補助対象外です					
17	バリアフリー工事	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
介護保険給付対象額となっている工事費は一律補助対象外です					
18	合併浄化槽の設置工事	○	○	×	×
大館市浄化槽設置整備事業補助金の補助対象工事額は一律補助対象外です					
19	TVアンテナ・電話・LAN等の配線工事（リフォーム工事に伴うものに限る）	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
20	リフォーム関連備品類（エアコン・暖房機・カーテン・ロールスクリーン） の設置・取付費（リフォーム工事に伴うもので、備品費用が全体費用の1/2以 下である場合に限る） ※1/2を超過する場合、全額を補助対象から除外	○	△ 住宅部のみ可	△ 住宅部のみ可	○
エアコン・暖房機は省エネ法の誘導基準に適合した機器の設置が条件です					
21	太陽光発電システムの設置	×	×	×	×
22	家庭用電化製品などの購入（設置・取付け）	×	×	×	×
23	店舗、貸家、農業用作業場などの改修・増築工事	×	×	×	×
24	外部水栓（散水栓など）、造園、門扉、ブロック塀等の外構工事（解体工事も含む）	×	×	×	×
25	生活用水用井戸掘り工事	×	×	×	×
26	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	×	×	×	×

※ この表での『併用住宅①』は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上ある住宅、

『併用住宅②』は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2未満の住宅をいう。

※ 大館市ウッドチェンジ推進事業を利用した場合は、補助金額を差し引いてリフォームの補助金の対象費とします。

※表中「○」となった場合でも、内容によっては省エネ改修メニューで申請したほうが補助金額が大きい場合があります。

※省エネ改修メニューの補助対象となる工事については個別にお問い合わせください。